輸出令別表第１の９(７)(省令第８条第九号)
情報セキュリティ（暗号装置）の暗号特例

商　品　名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

メーカー名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

型及び等級：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

該非用パラメータシート
(情報ｾｷｭﾘﾃｨ・貨物・ﾊﾟｰﾄ2)
様式９－０７(別紙３)

CISTEC 2007.1
(平成 19 年 1 月 1 日施行政省令等対応)

質　問　事　項	回　　答		備　考
<参考> 当該貨物が省令第７条第一号ハ又は省令第８条第九号、第十号又は第十二号に「該当」する場合には、以下の判定を行った結果、暗号特例により輸出許可が不要になることがある。			
「告示」： 輸出令第４条第１項第五号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物（暗号特例）： イ．ａ．購入に関して何らの制限を受けず、店頭において又は郵便若しくは公衆電気通信回線に接続した入出力装置（電話を含む。）による注文により、販売店の在庫から販売されるものか？ ｂ．外国でのみ販売されるものか ｃ．当該販売の態様を書面(注記)により確認できるものか？ ロ．暗号機能が使用者によって変更できないものか？ ハ．使用に際して供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されているものか？	□ はい ↓ □ いいえ ←ロ.項へ □ できる ↓ □ できない ↓ □ 不要	□ いいえ ←ロ.項へ □ はい ↓ □ できない ↓ □ できる ↓ □ 必要	
(最終判定欄) 以上の結果、『「告示」：輸出令第４条第１項第五号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物（暗号特例）』の対象となるか？（注） ☆[注意]： ・輸出令別表第３に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、輸出令第４条第１項第三号のイ又はロのいずれかに該当する場合は、暗号特例の対象外となり許可が必要。 「輸出令第４条第１項第五号」 （特例 許可を要しない暗号貨物） ☆ 別表第１の８の項の中欄に掲げる貨物又は同表の９の項の中欄に掲げる貨物（(7)、(8)又は(10)に掲げる貨物に係る部分に限る。）のうち、当該貨物の仕様及び市場における販売の態様からみて特にその輸出取引の内容を考慮する必要がないものとして経済産業大臣が告示で定めるものを輸出しようとするとき（別表第３に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあっては、第三号のイ及びロのいずれの場合にも該当しないときに限る。）。	□ 対象 （左記☆[注意]に該当しない場合は、許可不要）	□ 対象外 （許可必要）	

（注）回答欄においてアンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、当該判定貨物は暗号特例の対象となり一定の要件下で許可不要であると判定される。１つでも右欄にチェックされた場合は、暗号特例の対象外として許可必要であると判定される。

（注記）　書面には、カタログ、パンフレット等の製品紹介資料及び販売店のチラシ広告等を含む。（ＷＥＢページを印刷したものも可）

・(最終判定欄)が「対象」となり、暗号特例の対象となる場合には、当局より、上記イ～ハで回答した内容を証明する書類を要求される場合がある。予め準備をしておくことが望ましい。

作成責任者：　(作成年月日　　年　　月　　日)

会　社　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所　　属　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(フリガナ)
氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

電　　話　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿